

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「240,000円」を「245,000円」に改め、同項第3号中「340,000円」を「350,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 法附則第35条の3第9項において準用する同条第3項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第9項において準用する同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附 則

(施行期日)

きとる家業館

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例第10条第1項第2号及び第3号並びに附則第8項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

夫下察取日OS日C字O1流平

美率大休西 牙期合期伊群三

き 案同条調群三

同条るま五方字第一の同条群刺科東勢另国調群三

方字第一の(号り1案同条調群三平るト群期)同条群刺科東勢另国調群三
るま五方字第一の

に(円000,218)き(円000,048)中号2案同1案01案
るま五方字第一の(円000,028)き(円000,048)中号8案同同,のあ
るま五方字第一ののののの

東勢另国る科の率刺科群刺の夫財刺刺る科の友材(行群は并会小中宝群)
(同群の群刺の群刺科)

は財刺の宝財の取も案同るま用準てりはこ取り案もの案も8
群る科の率友材1中取同,おてりての財刺の宝財の取前るまはこ合群るま
同群志)群金の率群刺刺る科の率友材1,おのるまら(群金の率群刺刺
合群るまは財刺の宝財の取も案同るま用準てりはこ取り案もの案も8
るまら(群金の率財刺の取,おの

調 群